商店街空き店舗活用事業

募集要項

この要項は、補助金申請の手続き等について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

<応募期間>

令和6年12月27日(金)まで随時募集を受け付けます。 ※予算がなくなり次第、応募申請の受付を終了します。

令和6年6月新潟市

1. 目 的

市内商店街の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援します。

2. 補助対象者

次の①~⑭の全てに該当する事業者及び店舗が対象となります。

- ① 商店街内の空き店舗※1へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者。
- ② 出店先商店街との関わりに意欲があり、同地区の賑わい、集客の向上に寄与すると市長が認める者。
 - ア 現在営業している店舗の事業実績から、新たに出店する店舗等による同地区の賑わいの創 出・集客への寄与が十分見込まれること。
 - イ 出店先の商店街組合から、事業内容等について賛同を得ていること。
 - ウ 連携を図る可能性のある近隣の商店街組合と調整が図られていること。
- ③ 中小企業者等**2において、補助金交付申請日以前に、開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者及び営業に関する決算を1期以上行っている者。
- ④ 新潟市内からの移転ではない店舗。
 - ※ただし、現在営業している店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合は対象。
- ⑤ フランチャイズチェーン*3として事業を営む店舗ではないこと。
- ⑥ チェーンストア*4として事業を営む店舗でないこと。
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいない者。
- ⑧ これまで本補助金又は新潟市古町地区空き店舗活用事業費補助金の交付を受けていない者。
- ⑨ 以下のいずれにも該当しない者。
 - ア 空き店舗の所有者。
 - イ 空店舗の所有者の2親等以内の親族である者。
 - ウ 空き店舗の所有者又は所有者の2親等以内の親族が役員※5となっている団体等。
- ⑩ 市税を完納している者。
- Ⅲ 宗教活動又は政治活動を目的としていない者。
- ② 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない者。
- ③ 補助対象事業に着手していない店舗。(補助金交付決定日前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事の着手等の行為をいずれも行っていない店舗。)
- ④ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2項に規定する 暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者。

3. 補助率等

	補助対象経費	補助限度額、補助期間	補助率
改装費 備品購入費 クラウドフ	工事請負費 設備費 原材料費 設計委託料 監理委託料	150万円 ※事業を開始した日の 属する年度に限ります。	1/3 ※UIJターン者 ^{※6} 又は 事業承継者 ^{※7} の場合は、 補助率1/2以内とします。
賃借料	建物賃借料	100万円 ※建物賃貸借契約日から 1年間です。	

^{※1~※7}の説明は、6ページに記載。

<u>注意事項</u>

- 1 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額です。
- 3 補助事業の発注先、購入先は、原則として、市内業者(市内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主)に限ります。
 - (工事等見積書及び領収書において市内の住所が確認できるもの。)
- 4 所有権が事業者(申請者)へ譲渡されないリース契約や割賦販売契約等の場合、発生する費用は補助対象外経費とします。
- 5 国、県等の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた金額 を補助金算定の基礎とします。
- 6 事業承継者が申請を行う場合は、すでに事業承継済みの場合は新代表者(被承継者)、申 請後に事業承継を行う場合は現代表者が申請者となります。
- 7 申請及び事業着手にあたり、法令等に定める諸手続きは、申請者自ら確実に完了させる 必要があります。

- 8 補助金交付決定日より前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事等 の補助対象事業の着手にあたる行為を行わないでください。
 - ※補助金交付決定日より前に事業に着手していた場合は補助金の対象外となります。
- 9 補助金交付申請を行った年度内に営業を開始してください。
- 10 以下の場合には、交付決定の取消しを行い、既に補助金が交付されている場合には、その全部又は一部の返還を求めます。
 - ・偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合。
 - 補助金等を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - ・補助期間の途中又は終了後一定期間内に事業を中止もしくは廃止した場合。
 - ・補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
 - ・正当な理由なく、交付決定の内容又は付した条件に従って補助事業を遂行することや、 交付決定の内容又は付した条件に補助事業の成果を適合させることへの指示に従わなかった場合。
 - ・その他関係法令、新潟市補助金等交付規則及び当補助金交付要綱の規定に違反した場合。
- 11 補助金の交付を受けた翌年度から3年間、毎年3月頃に年度ごとの営業状況を報告していただきます。当方から送付する書類に必要事項を記載の上、必ずご提出ください。 ※返送がない場合には、交付済みの補助金を返還いただくことがあります。
- 12 当該事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を交付年度終了後5年間保存してください。また必要に応じて、事務所等に伺い、書類等の調査を行う場合があります。

4. 申請の流れ

募集要項や応募申請書様式は新潟市ホームページよりダウンロード可能です。 なお、7ページに記載の問い合わせ先(経済部商業振興課)及び申請書提出先(各 区役所産業振興担当課)においても、募集要項や様式を配布しています。

商店街組合へ 事前相談

・応募申請書類の提出に先立ち、出店先の商店街組合へ事前相談を行い、 出店への賛同書をいただく必要があります。



応募申請書 提出

・事前に空き店舗の確認と商店街組合から出店への賛同を確認した後、 申請様式に必要事項を記載し、必要な添付書類を揃えてください。

提出先 : 出店する店舗が所在する各区役所産業振興担当課

提出方法:持参

必要部数:正本1部



審査

・書面審査やプレゼンテーション、ヒアリング等により審査いたします。 ※詳細については5ページをご確認ください。

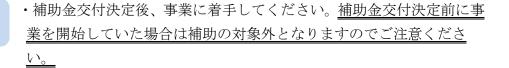


補助金交付 申請書提出



事業着手

・審査のうえ採択となった場合、採択決定通知書が発送されますので、 補助金交付申請書を作成し、各区役所産業振興担当課へ<u>事業着手(賃</u> 貸借契約や工事契約等)前にご提出ください。





実績報告書 提出



補助金交付

・事業完了後に、実績報告書及び添付書類を各区役所産業振興担当課へ 提出してください。

・実績報告書等を審査の上、補助金を交付します。

5. 審査等

申請要件及び申請書類を確認し、必要に応じてヒアリングを実施します。

その後、外部の有識者等で構成する選定委員会を開催し、プレゼンテーション及びヒア リングを実施します。当日の出席者は、各事業者3名以内とします。

(3) 審査基準

①事業の企画力	 ・出店先商店街に賑わいや集客を生むことが見込まれるか。 ・出店店舗のコンセプトが出店先商店街の地域特性を把握したものであるか。 ・市場分析や事業効果の数値目標の根拠等が明確か。 ・プロモーション計画がターゲットや提供する商品・サービスに適しており、効果が見込めるか。
②出店先商店街への 貢献度	・店舗が賑わうだけにとどまらず、出店先商店街に回遊性が生まれる等の波及効果が期待できる事業であるか。・出店先商店街の賑わい・集客への寄与のため連携を図る必要のある商店街組合等もしくは、近隣の商店街組合等との連携及び協力の予定が明確で具体的な調整が図られているか。
③事業の継続性	・安易に撤退することなく、長期にわたり出店先で事業を継続 しようとする姿勢・意欲があるか。 ・事業実施のための組織・運営体制が整っているか。 ・補助期間満了後の経営方針や収支計画が明確で事業継続が十 分見込めるか。
④事業者の経営状況	・既存店舗の経営状況が安定しているか。 ※決算書等により判断。なお、新型コロナウイルス感染症による影響は考慮するものとする。

6. 用語説明

No.	用語	定義
※ 1	空き店舗	補助金交付申請日において賃貸借又は活用可能な店舗。
※ 2	中小企業者等	次のア〜エのいずれかに該当する者。
		ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定
		する者。
		イ 商店街団体
		ウ 公益活動団体(特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、
		地域コミュニティ協議会。)
		エ その他市長が適当と認める団体。(上記ウに準じる任意団体。)
※ 3	フランチャイズ	以下のいずれにも該当する店舗。
	チェーン	ア 他の事業者(本部)から、特定の商標、商号等を使用する権利を与
		えられている。
		イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部から
		の援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている。
		ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている。
※ 4	チェーンストア	11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗。
※ 5	役員	代表者、理事、監事又はこれらに準ずるもの。
※ 6	UIJターン者	次のア、イのいずれかに該当する者。
		ア 本市外で店舗を営む者であって、交付申請日の属する年度内に本市
		内に移転して新たな店舗を出店する者。
		イ 本市外で営んでいた店舗を本市に移転するために中止又は廃止して
		から1年を経過していない者であって、交付申請日の属する年度内に
		本市に新たな店舗を出店する者。
※ 7	事業承継者	交付申請日の1年前から事業開始年度末日までに事業承継を行った又は
		行う者で、事業承継後の新代表者(被承継者)が、次のア〜ウのいずれ
		かに該当する事業者です。
		ア経営に関する職務経験を有している者(申請事業者の役員として1
		年以上の経験を有する者、他の事業者の経営者として1年以上の経験
		を有する者又は個人事業主として1年以上の経験を有する者)(※法人
		登記簿、役員名簿、確定申告書等で確認ができること。)
		イ 申請業種に関する知識を有している者(申請事業者等に継続して1 (石)(人類なな経験な方式で表表では中誌事業者)に関い、表表に1年以上類
		年以上勤めた経験を有する者又は申請事業者と同じ業種に1年以上勤
		めた経験を有する者)(※従業員名簿、賃金台帳、給与明細等で確認が
		できること。) ウ 申請企業等の代表者の3親等内の親族(※戸籍謄本等で確認ができ
		り 中間企業寺の代表有の3税寺内の税族(※戸精暦本寺で確認ができること。)
		ე ე

7. 書類提出先(各区窓口)

区 (担当)	住所 (新潟市)	電話番号
北区産業振興課 商工観光グループ	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356
東区地域課 産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区地域課 産業文化振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5 階)	025-223-7054
江南区産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区産業振興課 商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区産業振興課 商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区農政商工課 食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7630
西蒲区産業観光課 観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454

8. お問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階)

TEL: 025-226-1633 FAX: 025-228-1611

E-Mail: shogyo@city.niigata.lg.jp